



会議における  
議事の経過  
及び発言の要旨

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 報告事項

(事務局より前回の訂正と補足)

前回の運営協議会での事務局説明に誤りが2点ありました。お詫びして訂正させていただきます。

前回の令和3年度地域支援事業費実績報告についてですが、通所型サービスの利用額が大きく減少しているという報告について、サービス利用率が低下すると要介護状態の人が増加するのではないかという旨の質問をいただきました。その回答として、令和3年度3月末現在の要介護認定の認定者数は、要支援・要介護ともに前年度と比べ100人ほど減っている状況にあると説明いたしました。誤りでした。正しくは、要支援者の認定者は138名減少していますが、要介護の認定者数は175名増加しています。

2点目の訂正です。介護予防プランの委託状況についてです。令和4年12月利用分ですが、全利用者数と委託利用者数からの委託率を誤って説明していました。正しくは、全利用者数が1391名、委託の利用者数が1184名で、委託率85.1%となります。

続きまして、令和5年度地域包括支援センター運営方針案についてご報告いたします。令和5年4月から個人情報保護法に改正があることを前回の報告させていただきました。個人情報保護制度は、これまで国や地方公共団体ごとに個人情報保護条例が存在しているような形でしたが、4月からの法改正により、これまで別々の条例等によって運用されてきた個人情報の取り扱いが、国の個人情報の保護に関する法律に一本化されることとなりました。

これにより、運営方針の個人情報保護の部分において、「伊勢崎市個人情報保護条例および伊勢崎市個人情報取扱特記事項を遵守し」という文言がございましたが、「個人情報の保護に関する法律および個人情報取扱特記事項を遵守し」というふうに修正いたします。その他の箇所について修正はございません。

(会長)

ただいま事務局の方から、介護度別認定者数、それから委託状況、それから運営方針についての説明がございました。この内容につきまして、ご質問等ございましたらご意見をいただきたいと思っております。

それではご質問がないようですので、次に進めさせていただきます。

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防サービス計画作成業務の委託状況について (資料2-1、-2)

(事務局より説明)

本件につきましては、伊勢崎市地域包括支援センター運営協議会規則第2条第1項第1号のウの規定に基づき、「センターが第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定」について、本協議会に報告し承認をいただくものでございます。今回は年度途中でありますので、本年度第2回運営協議会で報告いたしました部分に追加される委託先事業所について、承認を受けたいと考えています。

地域包括支援センター北・三郷は、1事業所と追加契約し、計42事業所と委託契約を締結いたしました。

地域包括支援センター南・茂呂は、3事業所と追加契約し、計44事業所と委託契約を締結いたしました。

地域包括支援センター殖蓮は、1事業所と追加契約し、計46事業所と委

託契約を締結いたしました。

地域包括支援センター宮郷は、追加契約はなく、計41事業所と委託契約を締結しています。

地域包括支援センター名和は、1事業所と追加契約し、計30事業所と委託契約を締結いたしました。

地域包括支援センター豊受は、3事業所と追加契約し、計36事業所と委託契約を締結いたしました。

地域包括支援センター赤堀は、追加契約はなく、計25事業所と委託契約を締結しています。

地域包括支援センター東は、1事業所と追加契約し、計34事業所と委託契約を締結いたしました。

地域包括支援センター境は、2事業所と追加契約し、計39事業所と委託契約を締結いたしました。

9圏域を合計しますと、12事業所と追加契約し、計337事業所と委託契約を締結しています。今年度契約している実居宅介護支援事業所数は、市内62事業所と市外30事業所の計92事業所となります。また、公平性の観点から様々な居宅介護支援事業所へ委託しており、本市においては、委託比率をおよそ80%としているところでございます。

(会長)

委託状況につきまして、事務局の方から説明がございました。何かご質問等はございますか。

ご質問がないようですので、次に進めさせていただきます。

(2) 地域包括支援センター事業評価の集計結果について (資料3-1、-2、-3、-4)

(事務局より説明)

地域包括支援センター事業評価の集計結果についてご報告いたします。本事業評価は、地域包括支援センターが、地域において求められる機能を十分に発揮するため、センターの質の向上および必要な改善を図っていくことを目的に国から示された統一仕様において、令和元年度から実施しているものでございます。なお、今回の評価内容は、令和3年度の活動を評価したものでございます。

この評価の全国集計結果と本市の結果をレーダーチャート化することで、本市センター業務状況および達成度が視覚的に把握できます。

指標については、センターの運営方針や人員体制を評価する1の組織運営体制等、2-1の総合相談支援、2-2の権利擁護、2-3の包括的・継続的ケアマネジメント支援、2-4の地域ケア会議、2-5の介護予防ケアマネジメント・介護予防支援、3の在宅医療・介護連携推進および生活支援体制等を評価する事業間連携の7つで構成されています。

本市の評価を全国平均と比較しますと、1の組織運営体制等と2-2の権利擁護、2-3の包括的・継続的ケアマネジメント支援の3つの指標において、全国平均を下回っている状況となっております。

評価できなかった評価項目についてご説明します。まず、組織運営体制等の指標の中で二つございます。一つ目に、各地域包括支援センターにおいて、3職種がそれぞれ職種の準ずる者を含まずに配置されていません。二つ目に、センターの3職種1人当たりの高齢者人口が、1500人以下になっていません。

次に、権利擁護の指標の中で、成年後見制度の市町村申し立てに関する判断基準をセンターと共有できていません。

次に、包括的・継続的ケアマネジメント支援の指標の中で二つございます。一つ目に、日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把

握し、センターに情報共有、情報提供することができていません。二つ目に、センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会、事例検討会等の開催計画を作成することができていません。

次に、地域ケア会議の指標の中で三つございます。一つ目に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知できていません。二つ目に、センター主催および市町村主催も含めた地域ケア会議の検討内容を取りまとめたものを、住民向けに公表することができていません。三つ目に複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策提言を行っていくことができていません。以上、8項目について評価できておりません。今後、改善に向けて検討を進めてまいります。

続いて、日常生活圏域ごとに設置された9つの地域包括支援センターの結果指標をお示ししてございます。組織運営体制等につきましては、評価項目がQ11からQ28までの19項目ございますが、Q19とQ20についてほとんどの圏域包括で評価ができていません。この項目は夜間や早朝、休日等時間外の窓口体制の周知に関する項目であります。各圏域ともに時間外は電話転送すること等により対応していますが、センター職員は3名から5名と少数のため、ホームページ等で周知するといった積極的な対応はしていないため、評価ができておりません。また、全ての圏域包括において評価できてない項目として、権利擁護業務のQ36がございまして、

令和3年度結果と令和4年度結果のレーダーチャートを比較しますと、9圏域全体としては、概ね改善傾向にあります。しかしながら、包括的・継続的ケアマネジメント支援や地域ケア会議等の指標は、新型コロナウイルス感染症の影響で会議の開催ができなかったこともあり、評価が前年度よりも下がっているような状況でございます。

今後、評価できていない項目につきましては、それぞれの圏域包括と調整を図り、より良い包括の運営に資してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

ただいま事業評価の集計結果報告がございました。この説明につきまして、ご質問等はございますか。

(委員)

まず、報告の中で9圏域と定めていますが、別の資料では基幹型と8つの圏域と書かれています。南・茂呂を一つの圏域として捉えることで9圏域としているはずですので、正しく認識する必要があると思います。

次に、センターの3職種のところ、南・茂呂が高齢者人口6058人に対して職員数が9.7人になっていますが、これはおかしいと思います。基本的に南・茂呂の3職種は3名という配置になるはずですが、この辺はどのようにしてこの数字になるのでしょうか。基幹型の人数も含めてこの数字になっているのだと思いますが、説明をお願いします。

(事務局より説明)

表記が紛らわしいですが、その前段で市役所内に圏域をもちながら基幹型の役割を果たすセンターが一つ、その他に8つの圏域にセンターを設置するという趣旨の文面となっています。その表記が分かりづらいということであれば、今後検討させていただきます。

(委員)

その件に関しては、基本的には9つの圏域を設定して、あくまでも南・茂呂に関しては市役所に置くとしていたはずですが、そこが基幹型といつの間にか一緒になっているために、この資料のようになってしまっているのでしょうか。今後、南・茂呂に関しても委託をする予定になっていますが、今は南・茂呂圏域が市役所内に置かれていて、基幹型の市役

所の職員が対応しているという認識でいる必要があると思います。

(事務局)

南・茂呂についても委託の方向性を検討しておりますので、それも含めて業務の方をしっかりと分けていくように認識をして、反映したいと思います。

(委員)

南・茂呂の3職種が9.7人となっているところも、あくまでも3人だと考えていく必要があると思います。それから、休日だとか時間外についての対応については電話対応等と言われましたが、地域によって時間外の対応や土日の対応ができるのであれば、その圏域ごとの状況によって対応しなくてはいけない場合もあると思います。その判断も含めて委託としていかななくてはいけないのではないのでしょうか。それぞれの地域の特性に合わせたセンター運営ということが今求められています。地域包括ケアシステムの構築を目指すということを念頭に置けばなおさらですので、ぜひお願いします。

それから、この指標の評価項目がありますが、その評価項目について具体的に誰が評価したのか、その評価にあたっての実績、具体的なデータをもって評価しているのかを教えてください。

(事務局)

各センターの評価については、各センターに依頼してセンター長から回答をいただいたものとなっています。

(委員)

例えば、平日以外の窓口を設置した時に住民にパンフレットやホームページ等で周知しているかという項目で、具体的にパンフレットがあれば根拠になると思うのですが、そういうものを確認しているのでしょうか。各項目に関してその根拠を提示してくださいと言われた際に、それが公開できる状況にあるのでしょうか。

(事務局)

各センターの評価内容の確認については、センター長へ聞き取り等を行っているような状況でございます。

(委員)

つまり、評価できている項目については、根拠も公開できる状況にある。評価できていないものについては、整備されていないという捉え方でいいですか。

(事務局)

そのとおりでございます。

(委員)

チャート図の中で包括的・継続的ケアマネジメント支援について見ると、北・三郷や殖蓮、名和と大分少なくなっている状況ですが、これについてはコロナ禍によって実績が上がらなかったという説明がありました。このことについて、各圏域の定例会等では、他に減少していない圏域もあることを踏まえての改善策や改善の方向みたいな議論はされていますか。

(事務局)

包括的・継続的ケアマネジメント支援ですが、コロナ禍において実施ができなかったという話が圏域からあり、その対策も圏域ごとに行っているところがございます。また、圏域ごとに評価の判断に差があります。年度当初に研修会や事例検討会等の開催計画を提示しているかという項目について、評価できていない圏域が多くございますが、圏域内では年間予定として計画を立てているものの、開催する前の開催通知によって提示しているため、項目どおりの年度当初の提示はできていない

として評価しなかった圏域もございます。そのため、主任ケアマネジャーの会議やセンター長会議等で評価基準の標準化について確認していきたいと考えています。そして、各センター長に今回の調査結果を共有し、9圏域全てのチャートが大きくなるよう相談していきたいと考えています。

(会長)

この指標の中の各項目の評価も各圏域のセンター間で共有されているのですか。

(事務局)

はい。

(委員)

やはり評価できなかった理由を明確にしておく必要があるのではないでしょうか。それを文章化しておくことによって、次に何を具体的にやればいいのか分かります。

(事務局)

できなかったところを明確にして、来年度改善できるように繋げていきたいと思っています。

(委員)

実施が非常に難しい部分もありますが、全国から比べると権利擁護のところが低くなっています。今現在、高齢者独居の人が多く、認知症のような場合に権利擁護や後見制度でしっかりサポートする必要がありますので、地域の民生委員の皆さんが大変な苦勞をされていると聞きました。まさに地域の中で安心して暮らせることというのはそういうことかと思っていますので、ここの評価が低い原因が気になるのですが、今後どのようにこの部分の評価を上げていくのか、お考えがあったら教えてください。

(事務局)

権利擁護の評価が低くなっている原因は、成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準が市町村から共有されているかという項目が評価できていないためであります。こちらはこの結果を踏まえ、市長申し立ての業務を扱う担当課と協議をし、各圏域と情報共有し、今後取り組んでいきたいと考えています。

(委員)

個人情報保護法が改正されましたが、個人情報をどのように保護しながら高齢者の適切な支援をしていくのが重要です。時々、情報漏洩といった話も聞こえてきますので、この機会にしっかりと個人情報保護について考えることが支援の信頼度にも繋がってくると思います。高齢者の個人情報を保護しつつ、適切なサービスに繋げていくということを、関係職種の人に再認識していただきたいと思っています。

(委員)

今後どのようにしていくのかという点を伺いたいのですが、資料では令和3年度の結果になっているので、今は4年度の終わりですので今年度の評価結果をいただくことはできないのでしょうか。我々理学療法士協会は伊勢崎佐波に協力しており、具体的には玉村の地域ケア会議、自立支援型ケア会議なんかなんかにも参加しています。玉村の自立支援型ケア会議ならば、今まで困難事例の検討のみだけれども、そろそろ質を上げたいということで自立支援型ケア会議に全圏域のセンターの代表を出席させて、困難事例ではなく自立に関わる事例をきちんとあげさせることや参加しているそれぞれの専門職種が必要とするアセスメントを上げられるように、包括職員が事前に再提出をさせたりしている様子が分かります。そのため、とてもメッセージ性がありますし、前年度に対して今年

はこれをやりたいのだなということが参加していて分かるので、こちら  
も必死になって応えています。

やはりPDCAを回して実績を良くしなければいけないという思いが  
一緒であれば、委員としては嬉しいなと思いますので、ぜひその辺をお  
願います。

(事務局)

今回は、令和3年度の結果がこの2月に来たということでご報告させて  
いただきましたが、先に圏域から上がってきた内容等により、令和4年度  
の結果で改善されている部分はあると確認しています。今年度分の調査  
依頼は5月頃に来る予定です。また、自立支援型ケア会議については本市  
では毎月開催しております。各圏域にも事前に年間予定表や目的、課題  
の捉え方等を年度当初のセンター長会議でお伝えしています。事例を挙  
げていただいたケアマネジャーに対しても事前打ち合わせをしており、  
担当ケアマネジャーと担当圏域の地域包括支援センター職員、市の担当  
職員でその方の事例に対して何が課題なのか、何を専門職の皆様を確認  
したいか、それによってどのように自立に向けた支援ができるのかとい  
うことを確認しています。ある程度その形が整ってきている状況にあり  
まして、専門職の皆様からもその課題に対する良いご意見をいただき、  
ケアマネジャーの方もそれを受けて真摯に利用者さんに対応していただ  
いており、良い結果に繋がっていると考えています。

(委員)

伊勢崎市ができてないというお話ではなく、玉村ではその形は既に2年  
ぐらい前に終わっています。今のやり方は事例検討会のようでした、玉  
村はそうではなくそこから出た問題抽出を全体で共有していく段階にシ  
フトを始めています。そして、そこをやっていきたいのだと参加してい  
るメンバーにも伝わっています。参加している圏域包括の方も分かって  
いて、自分の圏域じゃないところの事例も前のめりで聞いている様子が  
あり、終わった後に外部からも挙手があって質問しています。そこを仕  
掛けているのがとても上手で、真似しろとは言わないですが、やはりP  
DCAを回していかないといけないということをお伝えできればと思いま  
す。

(会長)

それは、地域包括支援センターの担当者が集まった会議の中でのこと  
でしょうか。

(委員)

本来、自立支援型ケア会議はその事例に対して関係する団体だけが参  
加しますが、玉村の場合は、そこにかんりの関係者と関係者でなくても  
勉強のために来ているという方が非常に多く参加しています。

(委員)

それはおそらく検討会の持ち方のお話かと思います。持ち方につい  
ては、地域包括支援センターがどのような持ち方がふさわしいのかを示す  
必要がありますし、様々な持ち方があると思いますので今後検討してい  
ただければと思います。

(会長)

委員が今言われた通り、どんな形でやっていくかをまた検討してい  
ただければと思います。

(事務局)

本市では、今自立支援型地域ケア個別会議と圏域ごとで困難事例等  
に対して町単位で話し合っていたり、地域ケア個別会議があります。その  
個別会議で出た課題について、地域ケアネットワーク会議で圏域ごとに  
検討し、さらには地域ケア推進会議において市全体の課題として考えて

いこうとしているのですが、コロナ禍で個別会議自体がなかなか開催できないところがありましたので、今後も市レベルで議論できる体制を整えていきたいと考えています。

(会長)

さらに良くしていけるように検討していただければと思います。よろしくお願いたします。

他にご質問はございますか。

(委員)

同じく権利擁護についてですけれども、どこの圏域包括支援センター見ても、権利擁護のところはかなり低い数字が出ていて、先ほどの説明だと成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準が各圏域包括と評価基準の認識の違いがあるという説明でしたけれども、権利擁護の場合は虐待や困難事例もそこに含まれていて、全ての圏域包括が低い数字を出しているということは、おそらく後見制度だけの問題ではないと思います。今後そこを改善していくために、伊勢崎市としての事業計画にうたう予定はあるのか、また各圏域包括の事業計画の中に市の事業計画を引き受けた後にそれを明確にしていく予定があるのか、その辺を教えてくださいいただけますか。

(事務局)

権利擁護の評価項目が5つあり、市長申し立ての判断基準についての項目が全圏域できていませんが、それ以外に関しては1圏域を除き全て評価できています。その他の評価できていない項目は、センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているかという項目になります。実際には社会福祉士の職種別会議を行っており、そこで検討自体はしているのですが、その圏域では評価できるとの判断にならなかったようです。しかし、現に経済的虐待やネグレクトも含めた高齢者虐待の事例がケースとして挙がっていますので、圏域と相談し対応してまいります。そして、そのことを社会福祉士の職種別会議に諮り、定期的に話し合いの場を持ちたいと思います。

(委員)

具体的に事業計画の方にうたうことは今のところはないということでしょうか。

(事務局)

地域包括支援センターの事業計画では、検討会を行うということで挙げています。

(委員)

この評価指標に関して、評価を上げるためにするわけではなく、正しく事業を評価するというところで、基幹型が一度評価をしてどのような基準で評価すればいいのかの方向性を示さないと、正しい評価に繋がらないと思います。まず、基幹型で基準を決めてから各圏域に依頼するようにしていく必要があるように感じましたので、準備してもらえたらと思います。

(事務局)

今年度の調査結果について、しっかりと検証して今後に向かっていきたいと思います。

#### 4. その他

事務局より、次回の運営協議会について、本年5月中旬の開催を予定していることを説明。

#### 5. 閉会

